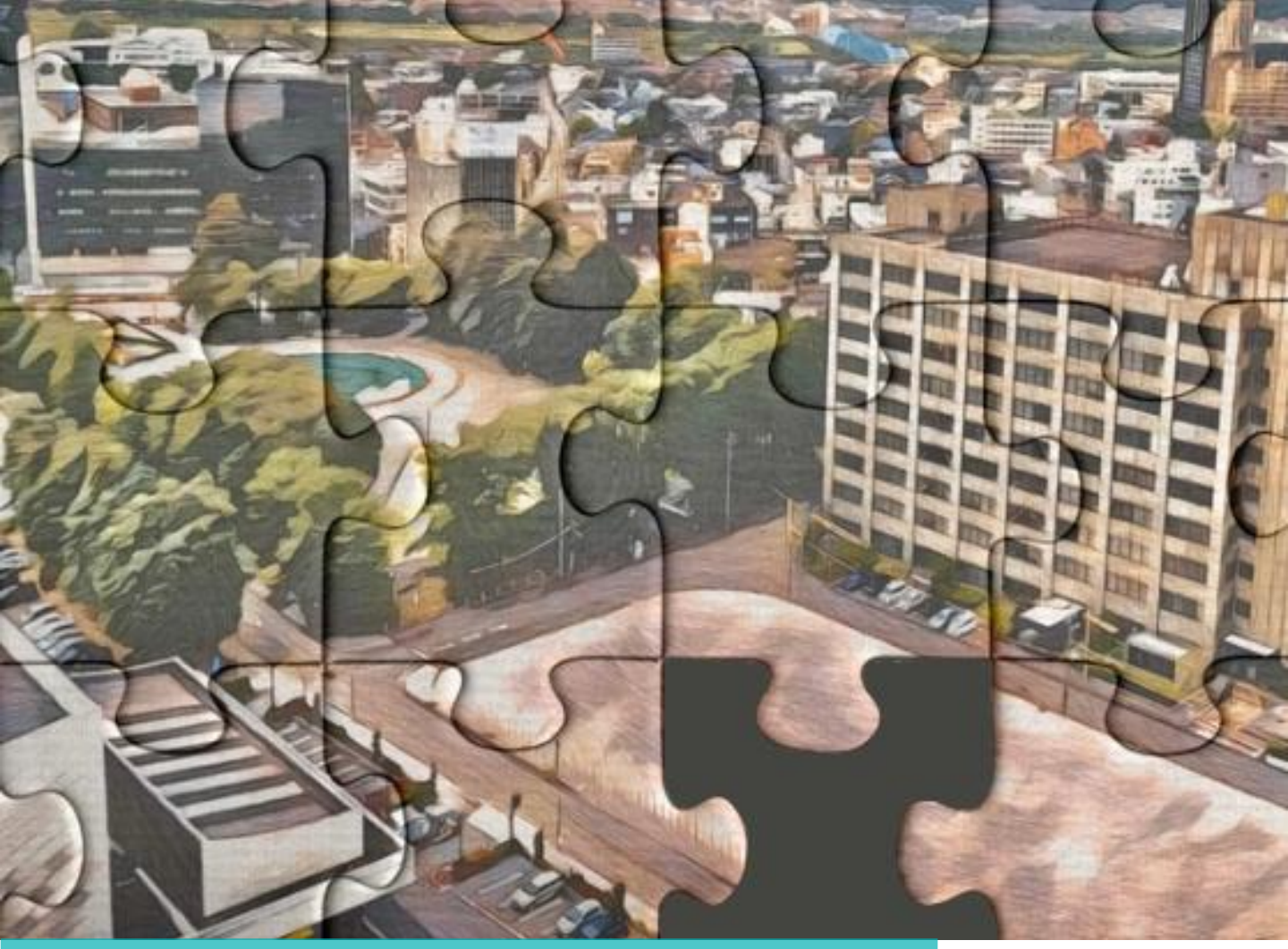


NHK跡地
利用者
ガイドブック

富山県
財産管理室　民間活力導入・財産活用課
令和７年５月

01

とやまの未来に向け
この場所の思い

かつて、NHK富山放送会館として情報を発信し続けたこの地。人々がニュースや文化、エンターテインメントを通じて世界とつながり、新たな知識を得てきた場所でした。

役割を終えた今、この場所は新たな「つながりの場」として生まれ変わります。

単なる空き地ではなく、人が集い、学び、楽しみ、未来を創造する場へ。周辺エリアと一体となり、県民が気軽に訪れ、自由に発想し、活動できる開かれた空間を目指します。

行政、企業、地域が協力し合い、多様なアイデアを実現することで、ここに新たな価値を生み出していきます。

ここから生まれる会話やイベント、アイデアが、未来の富山を形作るきっかけとなることを願って。

この場所に込めた思いとともに、新しいストーリーを紡いでいきます。

02

本ガイドブックの構成

本ガイドブックは、NHK富山放送会館跡地（以下「広場」という。）をいろいろな方に使っていただくための道しるべです。様々な使い方をしていただく中で必要に応じてルールやガイドを変えていき、より使いやすい場所、使いたくなる場所にすることを目指しています。

基本情報

⇒　03

自由利用　**※現地の看板のQRコードから申請**

⇒　P4　～　P5

イベント利用　**※県との事前対話が必須**

⇒　P6　～　P10

お問合せ先

⇒　P11

※　本ガイドブックは、上記の利用についてのみ記載してあります。**数ヶ月から複数年の利用を念頭に置くものについては、「富山県民間提案制度　募集要項」**をご覧ください。

03

基本情報

所在地	富山県富山市新総曲輪3番1
交通アクセス	富山駅から徒歩15分 路面電車「県庁前駅」下車徒歩3分、駐車場設置なし
敷地面積	約3,600㎡（約40㎡×約90㎡）
利用時間	原則、午前8時から午後9時まで（イベント準備は、午前７時から、撤収完了は、当日午後10時まで） **※　ただし、自由利用（現地の看板のQRコードから申請）については、午前９時から午後７時まで**
利用料	無料（イベントで電気・水を大量または長期にわたって利用する場合は光熱水費の負担をお願いします。）
エリアの特徴	広場の空間構成として、大きく3つの機能空間を配置（電気、水道設備あり） **※　イベント利用の場合は、県庁前公園の敷地を併せて活用することも可。**

芝生エリア	アスファルトエリア	砂利敷きエリア
県庁前公園側 約1/6 天然芝を張り、県庁前公園との一体活用や、ランチ、マルシェなどの際に滞在する憩いの場	中央 約1/2 アスファルト舗装を行い、イベントやスポーツなどを楽しめるリフレッシュの場	城址大通り側 約 1/3 砂利敷きとし、民間のアイデアを活かした様々な活用の可能性がある場



04

自由利用
ー　利用のフロー　ー

広場に設置しているバスケットゴールを利用したり、芝生でくつろいだりするなど、憩いの場としての利用もできます。

申請フォームに入力

利用当日に、現地の看板に記載のQRコードを読み取り、申込フォームに必要な項目（利用日、利用時間、利用者名（代表者）、年代、利用人数、電話番号、利用目的など）を入力してください。

▼

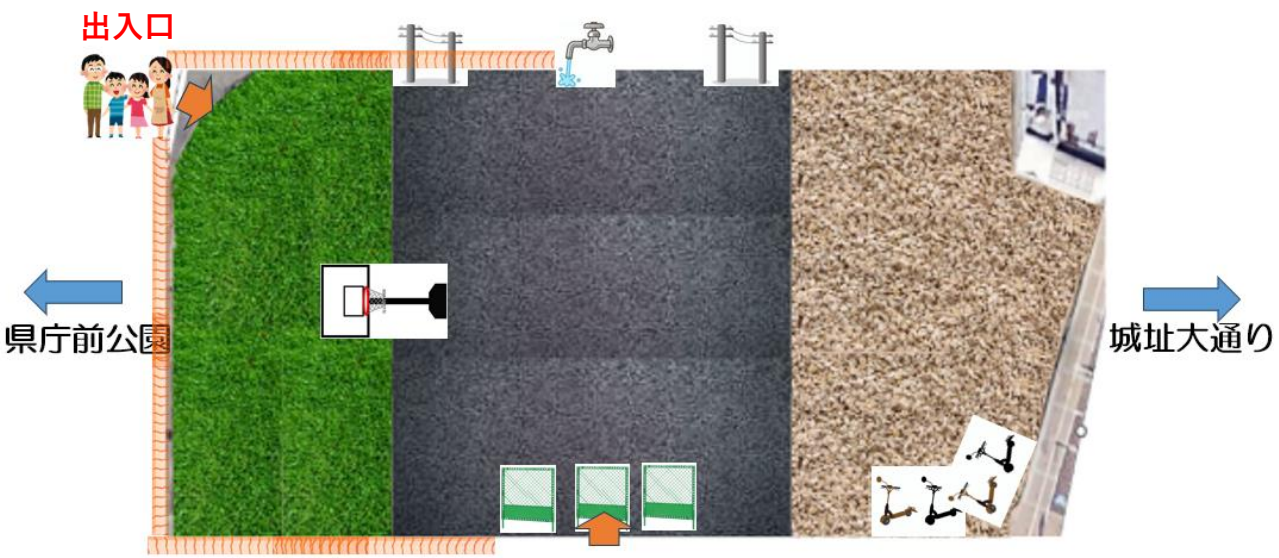
利用申請

申請フォームに記載の利用上のルール等（ルールの内容はP5にも記載してあります。）をお読みいただき、「確認」のボタンを押していただければ、利用者情報が登録がされ、利用いただけます。

なお、将来の利用を事前予約することはできません。

▼

利用（バスケットボール、休憩、散歩、ピクニック等）



05

自由利用
ー　留意事項　ー

　次の行為や利用はご遠慮いただいております。ご理解とご協力をお願いいたします。

ルール

・イベント開催時を除き午前９時から午後７時まで無料で利用できますが、 怪我・事故・利用者間のトラブル等については、県は一切の責任を負いません。
・中学生以上を含む団体（個人可）でご利用ください。
・敷地を損傷、汚損しないでください。
・ごみは持ち帰ってください。
・敷地内への車両の乗り入れはしないでください。
・敷地内での物品の販売や頒布はしないでください。
・騒音、振動、異臭、照明などで、周辺に迷惑を及ぼさないでください。
・他者の安全を脅かす行為や、公共の福祉、公序良俗に反する行為はしないでください。
・ボールを広場の外の道路に出したり、人、車、物などにぶつけないよう十分注意してください。

06

イベント利用
ー　*対象となるイベント*　ー

●期間　１日～1ヶ月程度

●内容　原則、県の財政負担を求めるものでなく、「県庁周辺エリアコンセプトブック」に掲載している「県庁周辺エリアの３つのありたい姿」の実現に寄与することを念頭に置いた内容であるものを対象とします。
　なお、内容によっては、県庁前公園を併せて活用することも可能とします。

＜県庁周辺エリアの３つのありたい姿＞

1　憩いと愉しみ　あなたの幸せ
　歴史・水辺・緑を活かした愉しみの空間を形成する、訪れる人にとって「ウェルビーイング」なエリア

2　まちにつながりと一体感を醸成する
　周辺街区との連続性・回遊性を高め、まち全体ににぎわいの好循環をもたらすエリア

3　県全域に付加価値を届ける
　県内外の多様な人材が集まり産学官民連携が行われ、富山のまちの核として求心力と発信力を生むエリア






07

イベント利用

ー　*利用のフロー*　ー

事前対話（必須）

与条件の整理や提案内容のブラッシュアップにより事業の実現可能性を高めるためのものです。まずは、事前対話申込書（様式第１号）を提出してください。事前対話に回数制限はありません。

▼

現地調査（任意）

提案者は、提案内容の検討にあたり現地調査を行うことができます。なお、現地調査は、施設管理者及び利用者の支障にならない範囲で行うこととします。

▼

参加申込

イベント利用申込書（様式第２号）、企画提案書（様式第３号）、企画説明書（様式第４号）、経費内訳書（様式第５号）を提出してください。なお、様式第３号～第５号は、任意の様式でも構いません。

▼

イベント利用

▼

審査・承認

▼

実績報告書（様式第６号）**の提出**

※　実施期間中、イベント等の参加者へのアンケートやモニタリング調査にご協力いただく場合があります。

08

イベント利用
― *提案者の参加要件等* ―

1　参加要件
・提案者は、提案内容を自ら実行できる意思と能力（ノウハウ、資金、実績等）を有する法人（営利法人、非営利法人等）又は個人事業主、任意団体とします。
・提案者は、単独又はグループ（複数の企業・団体等の共同体）とし、グループで応募する場合は、参加表明時に１者を代表者として選出した上で、構成員及び各々の役割分担を明示してください。また、グループで応募する場合は、代表者が諸手続を行ってください。
・提案者は、本県及び指定管理者等との協議、調整が可能な能力を有し、事業化に向けた諸条件の変更等について柔軟な対応ができる者であることとします。

2　資格要件
次の要件のいずれかに該当する者は、提案者及び提案者の構成員になることができません。
①　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定に該当する者
②　参加申込書提出時点で、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けている者
③　会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく手続開始の申立てをしている者
④　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団、富山県暴力団排除条例（平成23年富山県条例第４号）第２条第１号に規定する暴力団、第２号に規定する暴力団員又は富山県暴力団排除条例に関する規則（平成23年富山県公安委員会規則第２号）第３条各号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者
⑤　無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員
⑥　国税、地方税の滞納をしている者
⑦　政治活動又は宗教活動を主たる目的としている者

09

イベント利用
ー　ルール等　ー

利用者の皆さまが快適にお過ごしいただけるよう、次の行為や利用はご遠慮いただいております。ご理解とご協力をお願いいたします。



壊すこと・汚すこと

設備・備品等のき損又は汚損



植物等を採取すること

樹木の伐採又は植物の採取



土地の形質を変更すること

土地の盛土・切土により、土地の形状を変更する行為



危険を生じる行為をすること

火災、爆発その他の危険が生じるおそれのある行為



他人の迷惑になること

騒音又は大声を発する、暴力をふるう、その他、他人の迷惑になる行為



直火を起こすこと

地面で直接、火を使用する行為（焚火又はBBQ専用用品を使用してください）



ゴミを捨てること

ごみ、空き缶その他汚物を投棄し、又は悪臭を発生させる行為（敷地内に備え付けのゴミ箱はありませんので、周辺施設への影響に配慮し、イベントに係るゴミは、敷地外に持ち出さず、申込者の責任分別回収し、当日持ち帰ってください。）

※　広場での物品販売や入場料収入、企業協賛金等の収入を得る営業行為は利用希望者が自由に行えることとしますが、いずれも県有地で実施するにふさわしいものとしてください。

※　事前に利用希望者の責任において関係法令等を確認してください（事業実施時における法令不適合のリスクは利用者に帰属することとします。）。

10

イベント利用
ー　*留意事項*　ー

- イベント等に関わる苦情などが出た場合は、申込者が責任を持って対応するものとします。苦情などが出た場合には、やむを得ず中止などの対応を求める場合があります。

- イベント中に事故及び持ち込み品の盗難、破損、紛失等が発生した場合は、申込者が責任を持って対応するものとし、人的、物的損害に係る賠償責任は申込者の負担となります。

- イベント当日に承認された行為以外の行為をしている場合は、利用承認を取り消しする場合があります。この場合、利用承認を受けた者に損害が生じても県はその補償の責任を負いません。

- 土地、設備などに損傷・汚損が発生した場合には申込者の責任とし、原状回復していただきます。

- 申込者は、イベント等終了後に、施設を原形に復旧する義務を負うものとします。

- 緊急時における緊急車両の動線確保をお願いします。（乗り入れ可能箇所を踏まえ、緊急車両の乗り入れに配慮した配置計画を行ってください。）

- トイレは広場内にはありませんので、県庁前公園にあるトイレ等を利用してください。（イベント等で使用する場合は、誘導するよう案内板などを適正な箇所に掲出してください。）

11

お問い合わせ先

富山県経営管理部
財産管理室　民間活力導入・財産活用課
TEL :076-444-8904
E-MAIL:azaisankanri@pref.toyama.lg.jp

様式第１号

年　　月　　日

事前対話申込書

富山県知事　殿

所在地
商号又は名称
代表者氏名

ＮＨＫ富山放送会館跡地でのイベント利用に当たり、事前対話を申し込みます。

１　希望日時　　第１希望　　月　　日（　）　　：　　～　　：

第２希望　　月　　日（　）　　：　　～　　：

第３希望　　月　　日（　）　　：　　～　　：

２　参加予定者

所属	役職	氏名

３　担当者連絡先

所属名・氏名	
電話番号	
E-mail	

４　事前対話の内容

確認・相談事項	内容

様式第２号

令和　　年　　月　　日

富山県知事　新田　八朗　殿

申請者住所
名称及び代表者氏名

ＮＨＫ富山放送会館跡地におけるイベント利用申込書

ＮＨＫ富山放送会館跡地において（企画名）を実施したいので、次の関係書類を添えて参加を申し込みます。

【関係書類】
１　企画提案書、企画説明書
２　経費内訳書
３　その他必要事項

以上

様式第３号

企　画　提　案　書

企　画　名 （イベント名）			
企画概要			
提　案　者	提案者名（法人、その他団体の名称及び代表者名） 〔 代表者名：　　〕		
	設立年月日		
	連 絡 先 〔住　所〕 〔ＴＥＬ〕 〔ＦＡＸ〕 〔E-mail〕 〔担当者職・氏名〕		
団体等の概要			
事業目的			
事業内容 （イベント事業実績）			
構成員数		事務局員数	

様式第４号

企　画　説　明　書

実　施　時　期	
実　施　場　所	
実　施　内　容 ※できるだけ具体的に記入してください。参考となる資料があれば添付してください。	
スケジュール ※事業の準備から、事業の終了までの流れを、実施月日を入れて、具体的に記入してください。	

様式第５号

経　費　内　訳　書

	参　加　形　態	人　数	備　　考
参　加　者 見　込　み　数	主催者人数	人	
	協力者人数	人	
	一般参加見込み人数（大人）	人	
	（小人）	人	
	計	人	

		内　　訳	金　　額
経　費　内　訳	支　　出		円
			円
			円
			円
			円
			円
			円
			円
			円
			円
			円
			円
		計	円
	収　　入		円
			円
			円
			円
			円
		計	円

広　報　手　段	
協賛、後援者 （予定等）	
そ　の　他 特　記　事　項	

様式第６号

令和　　年　　月　　日

富山県知事　新田　八朗　殿

申請者住所
名称及び代表者氏名

ＮＨＫ富山放送会館跡地におけるイベント利用に係る実績報告書

令和　　年　　月　　日に実施の（企画名）について、その実績を次の関係書類を添えて報告します。

関係書類
１　事業実績書
２　精算書
３　記録写真等活動実績を明らかにする資料

以上